

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年12月16日（木曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午後 1時12分 散会

## 付託事件

議案第92号，議案第93号，議案第94号，議案第95号，議案第96号，議案第97号，議案第98号，議案第99号，議案第100号，議案第101号，議案第102号，議案第103号，議案第104号，議案第105号，議案第106号，議案第107号，議案第108号，議案第109号，議案第110号，議案第131号（ただし，第1表中歳出中第3款及び第4款並びに第2表債務負担行為補正文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），報告第74号（ただし，別表中歳出を除く）

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 所管施設視察

### (2) 議案審査

- ① 議案第 92号 笠間市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- ② 議案第 93号 ひたちなか市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- ③ 議案第 94号 那珂市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- ④ 議案第 95号 小美玉市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- ⑤ 議案第 96号 茨城町との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- ⑥ 議案第 97号 大洗町との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- ⑦ 議案第 98号 城里町との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- ⑧ 議案第 99号 東海村との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- ⑨ 議案第100号 笠間市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- ⑩ 議案第101号 ひたちなか市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

- ⑪ 議案第102号 那珂市との間における茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- ⑫ 議案第103号 小美玉市との間における茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- ⑬ 議案第104号 茨城町との間における茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- ⑭ 議案第105号 大洗町との間における茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- ⑮ 議案第106号 城里町との間における茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- ⑯ 議案第107号 東海村との間における茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- ⑰ 議案第108号 水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例を廃止する条例
- ⑱ 議案第109号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑲ 議案第110号 水戸市市民センター条例の一部を改正する条例
- ⑳ 議案第131号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出中第3款及び第4款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）
- ㉑ 報告第74号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第6号））（ただし、別表中歳出を除く）

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議員 松本勝久君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力発信課長	出沼大君

総務部長	園部孝雄君	総務法制課長	上垣外泰之君
行政経営課長	熊田泰瑞君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
財務部参事兼 財政課長	梅澤正樹君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君	市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	沼田誠君	新市民会館 整備課長	須藤文彦君
男女平等 参画課長	石塚美也君		
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	柴崎美博君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	亀井俊道君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局 次長兼 総務課長	天野純一君
議事課長	大嶋実君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	武田侑未子君
------	-------	----	--------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第92号ほか20件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに、前回の委員会において福島委員から御提案がありました千波市民センターの現地視察を行い、視察終了後、委員会を再開し、執行部に提出議案等の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、お手元に配付した視察日程予定表(案)のとおり、この後、所管施設視察を実施したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、本庁舎北側バス停前にマイクロバスを用意しておりますので、直ちに御参集を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

————— 所管施設視察 —————

市役所発	10:08
千波市民センター(外構工事中)	10:15～10:28
市役所着	10:36

午前10時42分 再開

○高倉委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第92号ほか20を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案等の説明を願います。

初めに、議案第92号についてでございますが、議案第92号から議案第99号までの8件につきましては、いずれもいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についての議案でありますので、これらの議案について、一括して説明を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

議案第92号 笠間市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についてないし議案第99号 東海村との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について、以上8件について、執行部から説明を願います。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 それでは、議案書①、1ページを御覧願います。

市議会議案第92号 笠間市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結につきましては、43ページの議案第99号までの8件について、一括して参考資料により御説明いたします。

参考資料の1、提案理由でございますが、県央地域におきまして、水戸市と笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間で、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約を1対1で締結するものでございます。

2の連携協約に規定する主な事項でございますが、(1)の目的として、圏域全体の経済成長の牽引等に係る取組を実施することにより、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することと定めております。

また、(2)基本方針として、目的達成のため、取組において相互に役割を分担して連携を図るものとしております。

(3)の連携する取組でございますが、アの地域経済の活性化、イの都市機能の向上、ウの生活環境の充実の3つの柱により構成しております。

ここで、議案書①、2ページにお戻りいただきたいと思えます。

2ページに別紙として、構成市町村と締結する連携協約書を、3ページから5ページにかけまして、別表として、連携する分野の区分、連携する取組、水戸市と連携市町村の役割を記載してございます。

具体的な取組について御説明させていただきますと、3ページの上段の1、地域経済の活性化の分野につきましては、最上段、企業や産業の育成・支援として、産業活性化コーディネーターを増員し、各市町村へ派遣し、事業者の経営力強化に努めるほか、地域資源を活用した産業振興として、地域ブランドの育成・販路拡大などに取り組み、地域資源を活用した産業振興に取り組んでまいります。

中段、2の都市機能の向上につきましては、下段の高等教育の環境整備として、大学との連携を進め、人材育成に対する支援など、高等教育の環境整備に取り組むとともに、最下段の高度なICT環境の整備について、ICT利活用の情報共有や調査研究、さらには社会実験などを通し、ICT環境の整備に取り組んでいくものでございます。

議案書①の4ページをお願いいたします。

3の生活環境の充実につきましては、これまで定住自立圏で取り組んできました事業について引き続き取り組むとともに、最下段の移住・定住促進について、9市町村で連携した情報発信や地域おこし協力隊活動の活性化を進めるなど、新たな取組を行っていくものでございます。

恐れ入りますが、参考資料にお戻りいただきまして、参考資料の2ページをお願いいたします。

3といたしまして、連携協約の締結時期でございますが、令和4年2月を予定してございまして、令和4年度から連携事業をスタートしていく予定でございます。なお、市町村により連携する事業のうち、2つの事業で取組の一部が異なるものがあり、参考として3ページにその内容を記載してございます。

また、参考資料の②といたしまして、連携協約締結後に策定するいばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン素案の概要版を提出しておりますので、後ほど御参照願います。

以上でございます。

〔「ちょっと委員長」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 今、議案第92号をやりました。そうすると、それに関連するのは議案第100号です。同じ前の協定で。

○高倉委員長 議案第99号までですね。

○福島委員 違うよ。だから議案第100号をちょっと読んでみなよ。

議案第100号は笠間市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止なんだよ。当然、議案第100号が廃止になって今度は新しい議案第92号になるんだよ。何で議案第100号は説明しないのですか。

○高倉委員長 この後やります。

○福島委員 後じゃないでしょうよ。議案第100号が廃止になるのは、なぜ廃止になったか。ね。そうでしょ。それが発展的に今度は県央地域連携中枢都市圏になったんだという、それは中核市としてなったんだというんだから。ね。例えば議案第92号と議案第100号、これは同じ笠間市だよ。それから、ひたちなか市が議案第93号と議案第101号。それは全部関連しているんだから、全部一括じゃなくて、笠間市は笠間市、ひたちなか市はひたちなか市でやってくれないと。

じゃ、前のを廃止するのは、何が悪くて廃止したんだと。ね。それとも何をやってどうなったんだという話にならないでしょうよ。

だからまず、議案第92号の新たな中核市としての県央地域連携中枢都市圏という議案は、同じ定住自立圏のもので議案第100号にあったわけです。だからあくまでも議案第100号が廃止になって、新たな協定ができるわけです。だから、先に議案第92号を聞いちゃうと、じゃ議案第100号はどうだったんだと。問題はなかったのかということになるでしょ。

だから発展的解消だから、法律が変わったのか、それとも前にやったことが駄目だったのがよかったのか。それはどんなところを取り入れて今度は議案第92号になったんだという経緯があるでしょ。

それを議案として逆になるんだけど、我々は廃止のほうが先じゃないかと思っていたら、廃止を後にしちゃって。例えばこの議決で最初の議案第92号から議案第99号まで議決しちゃって後は否決されたらどうなっちゃうんだっていう。

○高倉委員長 すみません。これは執行部のほうで、連携協約の締結についてを先の提案としていて、廃止の議案を後にしているという、ちょっと説明を……

○福島委員 廃止があったから新協定があるんだよ。2つあっては駄目だから片方廃止になるんだろ。両方

あってもいいのか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

定住自立圏と連携中枢都市圏の制度でございますが、定住自立圏に基づいて取り組んできた事業を、連携中枢都市圏の取組として実施する場合には、定住自立圏を廃止することとされてございますので、廃止とセットになると考えております。

○福島委員 だからそれは法的に第何条で廃止しろってなっているの。同じものを2つ作るんだから、屋上屋を架すからそれは必要ないんだよ。だから法律上で、今度は連携中枢都市圏になったんだから前のは不要だよという法律があるだろ。それは法律第何条なの。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 こちらの定住自立圏の取組、そして現在の定住自立圏を廃止する後に連携中枢都市圏という記載につきましては、国の要綱の中で示されているものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると要綱で示されているから、法律はないから、じゃ要綱を遵守しなくても法律であれば、法律だから定住自立圏ができたんだからね。そうでしょ。だからそうすると、なくても両方あってもいいということなの。そういうはずはねえんだよ。絶対な。

発展的解消だからこれは。発展的に解消するということは、法改正の下に、また地方自治体が今までなかった今度は中核市としての法の範囲の中で決定するわけでしょ。そうしたら中核市の法が適用になれば、前のは2つあったって、同じようにあったってしょうがないんだと。けれども、議会で議決して条例になった議案は、勝手にはできないわけですよ。そうすると法律上、条例上その後廃止して新たなものをつくりなさいということになったら、それは要綱しかないの本当に。そういうばかなことはないだろうけどね。45年議員をやってきて、常に地方自治法と。

法律というのは上位法、例えば憲法、ね。そのほかに六法、民法があるわけだから。そのほかに一つ一つ、例えば建設六法、教育六法、そういう全般があるわけだよ。そのほかに地方自治体があるわけだよ。だから、中核市としてやれば本当は、議案は廃止してから新しいのをつくるのが建前なんだよ。つくっちゃって前のがあって、これが廃止ができなかったときには2つになっちゃうんだよ。ね。

だから、そういっても、意地悪い質問になっちゃうから。それではあんたがやったことは間違いないと、ただ俺のは間違いではないかと。そういうことでしょうよ。

子どもだって名前をつけるとき、まだ生まれていない子どもの登記はできないわけだから。出生証明がないと。それで、死亡診断だって、これは廃止っていうのは死亡だから。死亡があって戸籍がまた新たに変わってくるわけだから。

だから、常識で考えると今までのものの廃案があって新しいものができる。そうするとなぜ廃案になって新しいのができるのかというと、法律上決められているわけだよ。ということはあんたらばかにするけれども、議会の議決というのは、それほど法の下の平等と同時に、法に基づいた運営というのを我々はやっているわけだ。

だから法的に、前のものがあってまた新しいものをつくって、できた後に前のものを廃案にするっていうのは本当は逆じゃないかと思うんだよ。そう言っても議案に上がっちゃったけど。だから説明っていうのは、廃案があるんだから、同じ議案が出ているんだから。これを説明して、発展的解消には、今度新たにこんなものを入れて連携中枢都市圏の協定ができるんですよ。私は今までやってきて、そうだと思うんだよ。

だから、一括して議案第99号までやるんじゃなくて、一つ一つこの同じ都市で、廃案になる、それと関連しているんだから、両方、委員長ね、説明してもらわないと。じゃ前のは何で廃案になるんだと。今度は新たに何を加えてあるんだという、やっぱり原因があって結果が出るんだから。前の廃案は法的にこういうところでやれて、それはあくまでも定住自立圏の法律ですよ。それでも定住自立圏は連携中枢都市圏に、中核市になったんだからこのように変わったんですよという説明をするのが当然なんだろうと思うんだけど。

いいんだよ。俺が言っているのが100%間違いだと。福島議員が間違いだからこれが正しいんだと言えば、じゃ法律の第何条にあるのかというのを俺は聞くだけなんだ。絶対に、我々は間違いだらけなんだから。執行部は一つも間違いはないんだよ。それは法律上やっているから。だから俺らは議員だから言いたい放題言っているけれども、それは全部間違いかもしれない。だけど執行部は一切間違えることはないんだ。ね。だからその辺を委員長、これは同じだから、なぜ廃案を先に説明しないのかなと。

○高倉委員長 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

---

午前11時 6分 再開

○高倉委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議案第92号から議案第99号までの説明をいたしました。議案第100号から議案第107号についても、当然関連性がございまして、再度、議案第92号から議案第99号の連携協約の締結についての議案と、議案第100号から議案第107号、笠間市から東海村に関する県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてを含めまして、議案第108号も含めまして、一括して説明をいただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 じゃ、再度説明のほうをお願いいたします。

小田木市長公室長。

○小田木市長公室長 ただいまの議案の説明について、説明が不足していたことについて、まずはおわび申し上げます。

まず、福島委員から御意見、御質問がありました今回の連携協約の締結と定住自立圏の協定の廃止の関係でございますけれども、委員がおっしゃるように現在、定住自立圏の協定がございまして、これを廃止し、新たに令和4年4月1日から連携協約を締結することとなりますが、現在、定住自立圏の協定が有効な期間ということでございまして、新たなルールである連携協約の締結をまず議案として提案をさせていただいて、それが議決をいただくという前提に立った上で定住自立圏の協定の廃止を議案としての順番と並べてい

るものでございます。

この後、政策企画課長のほうから議案第92号から議案第107号まで、連携協約の締結及びこれまでの定住自立圏の形成に関する協定の廃止について御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だから説明はね、なぜ定住自立圏の協定と今回の連携中枢都市圏の協約が、法第何条の下にやるというのが普通の説明なんだけど。連携中枢都市圏を議案として議決しなければならないかという大義名分は何ですか。

○高倉委員長 今、福島委員からありました目的も含めて再度。

今のは目的の部分ですよ。なぜ協約を結ぶかという。

小田木市長公室長。

○小田木市長公室長 今回、水戸市が中核市に移行いたしまして、連携中枢都市の要件を満たしましたことから、県央地域のさらなる発展を目指しまして、より大きな分野、取り組む分野や国の財政支援におきまして、定住自立圏よりもメリットの大きい、連携中枢都市圏の形成を目指すことを目的とするものでございます。

詳細につきましては、政策企画課長のほうから説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

〔「ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 それでいいんだけど、まずその大義名分は、定住自立圏よりも連携中枢都市圏のほうが、国からこういう予算が来るんだよとか、また、こういうことまでできるんだよとか、そういうメリットを説明してもらいたいですよ。

我々議会が条例として議決する部分は、それだけ重いものがあるから。だから前の定住自立圏よりも、今回の連携中枢都市圏のほうがこのようによくなるんだという状況があるでしょうよ。だから変わるんでしょうよ。悪くなるのを議案に出すわけがないでしょうから。それを説明していただければ、それが一番大切であると。

○高倉委員長 もう一度説明をお願いします。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 説明が不足していて誠に申し訳ございませんでした。

連携中枢都市圏につきましては、定住自立圏と比べまして大きく制度が変わるものでございます。

1つは取組事項の拡大がございます。これまで定住自立圏であれば、生活関連機能サービスに限定された分野しか取り組めなかったものが、連携中枢都市圏になりますと、圏域全体の経済成長の牽引、そして高次の都市機能の集積・強化、この分野にも取り組むことができる制度となっております。

また、財政措置につきましても、これまで中心市に特別交付税が年間8,500万円ほどだったものが、連携中枢都市になりますと、中枢市に対しまして、普通交付税として水戸市の場合ですと約1億

9,000万円、そして特別交付税についても年間1億2,000万円の財政支援があるものでございます。

こうした制度の特徴を生かしまして、これまで定住自立圏で行っていた事業について、全て引き続き行うとともに、各市町村との協議におきまして、新たな事業を付け加えて、その内容を拡大させ発展させていくというものでございます。

続きます、議案第100号から……

〔「いや、ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 水戸市には1億9,000万円。そうするとこれは8市町村、全部と協約を結ぶんだから、東海村にはこれだけ来るよ、その全部の市町村でこれだけのメリットがあるよと。だから議決をするんだという説明がなくては駄目でしょうというの。

だから、大事なのは、今まで幾らだったものが今度は幾らになるのか。それだけ、定住自立圏よりも連携中枢都市圏のほうが、中核市として認められたから、その予算が来るんですよというのを、議決をするんだから、今分からなければ明日でもいいけれども、それがなければ俺は採決するっていったって、ただはいよはいよじゃなくて、何がよくなって何がどうなるんだというのを説明してもらわなきゃ分からないでしょ。

だから今の説明は分かるのでそれでいいので。今回の連携中枢都市圏の議案は、こんなにメリットがあるんですよというのが大切だから。そういうのを教えてちょうだいということ。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 福島委員がおっしゃるのも分かるんですけども、取りあえず1回みんな説明を聞いてから、意見をおっしゃっていただいたほうがいいのかなというのの一つと。

それから、連携中枢都市圏の今おっしゃった財政の違い、定住自立圏との違いは、10月8日の当委員会では1回は説明があった件だと思うんですね。なので、もし必要であれば、そのときの資料を再度お配りいただくか何かすれば、審議に役立つのかなという意見です。それはちょっとどうでしょうか。

○高倉委員長 それでは、とにかくまず1回説明をいただいて、当然質疑の中で今お聞きになったことは質疑されて結構だと思いますので。

まずは、取りあえず一通りの議案の説明を進めさせていただければと思います。

引き続き、議案の説明をお願いいたします。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 それでは、議案第100号ないし議案第107号につきましての御説明をいたします。議案書①、49ページをお願いいたします。

市議会議案第100号 笠間市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止につきましては、63ページの議案第107号までの8件についてと同様のものでありますので、一括しまして参考資料により御説明いたします。

1の提案理由でございますが、近隣市町村と連携・協力して、定住促進や圏域全体の活性化を図ることを目的に、水戸市と8市町村との間で、平成28年7月に茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結し、これまで広域連携事業を推進してきたところでございます。

今後、先ほど御説明をさせていただきましたが、より広い分野での連携が可能となる連携中枢都市圏に移行するため、定住自立圏の形成に関する協定を廃止するものでございます。

廃止する協定につきまして、2のほうに併記させていただいてございます。

笠間市との協定につきまして、議案第100号に提出させていただきますが、こちらは先ほどの議案第92号との関連がございます。また、(2)のひたちなか市との連携、議案第101号関係でございますが、こちらは議案第93号と、那珂市との協定につきまして、議案第102号関係は議案第94号と、小美玉市についての議案第103号は議案第95号と、茨城町の議案第104号は議案第96号と、大洗町の議案第105号は議案第97号と、城里町の議案第106号は議案第98号と、東海村の議案第107号については議案第99号とそれぞれ関連のある議案でございます。

3の協定の廃止日でございますが、令和4年3月31日でございます。

次に、議案書①、65ページを御覧願います。

市議会議案第108号 水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例を廃止する条例につきまして、参考資料により御説明いたします。

1の廃止理由でございますが、これまで当該条例の議決に基づきまして、水戸市と8市町村との間で、茨城県央地域定住自立圏の形成の協定を締結し、広域連携事業を進めてきましたが、今後、連携中枢都市圏に移行するため、当該条例を廃止するものでございます。

2の施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

**○高倉委員長** 次に、議案第109号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

**○梅澤財務部参事兼財政課長** 議案書①の67ページをお開きください。

市議会議案第109号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提出いたしました参考資料を基に説明をいたします。

参考資料を御覧ください。

まず、1の改正理由でございますが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律、この2つの法改正に伴いまして、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に係る規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は3点ございます。

1点目は、事務の根拠条項に法律第5条第4項及び第5項を追加するものであります。これによりまして、申請者に区分所有住宅の管理者等を追加することとなるものでございます。

2点目は、登録住宅性能評価機関が交付する書面の略称を、法改正に伴い、適合証から確認書に変更するものであります。

3点目は、住宅性能評価書の提出があった場合の手数料の金額を、確認書の提出があった場合のものと同じにするものでございます。これによりまして、住宅性能評価書の提出があった場合は確認書と同額となる

ので、減額となるものでございます。

3の施行期日は、法改正の施行日である令和4年2月20日でございます。

提出資料の2ページ以降に新旧対照表、参照条文を添付しております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第110号 水戸市市民センター条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 続きまして、議案書①の69ページを御覧ください。

議案第110号 水戸市市民センター条例の一部を改正する条例につきまして、市民生活課提出の参考資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、移転改築を進めております千波市民センターは、本体の工事が終了し、現在、外構工事を行っているところでございまして、来年3月7日にオープンできる見通しが立ちましたことから、移転改築に伴い、千波市民センターの位置を変更するものでございます。

2の改正内容につきましては、千波市民センターの位置について、これまでの水戸市千波町1396番地の4を水戸市千波町114番地の6に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和4年3月7日とし、また使用申請や許可等の準備行為に係る規定につきましては公布の日としてまいります。

参考資料の2ページに新旧対照表を、3ページに参照条文を、4ページに新たな市民センターの位置図を掲載しておりますので御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第131号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出中第3款及び第4款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案並びに第1表中歳出中第2款総務費及び歳入について、お願いいたします。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 議案書①、129ページの市議会議案第131号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。

第1表で歳入歳出の総額にそれぞれ25億3,600万円を追加し、総額を1,271億148万1,000円とするとともに、第2条で債務負担行為の追加を行うものでございます。

ページを返していただきまして、130ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正に款項ごとの補正額等を示しております。また、次の131ページには、第2表債務負担行為補正として、追加する債務負担行為の事項を示しております。

議案部分の説明は以上でございます。

それでは、歳入歳出予算の補正について御説明いたしますので、議案書②、令和3年度補正予算に関する説明書の4、5ページをお開きください。

議案書②の4ページ, 5ページが歳出でございます。

上段の2款総務費, 1項総務管理費, 2目財政管理費につきましては, 地方自治法の規定に基づき, 令和2年度の決算剰余金の2分の1以上の額である20億円につきまして, 財政調整基金に積み立てるものがございます。この積立てにより, 今年度末の財政調整基金の残高は, 約31億3,300万円となる見込みでございます。

続きまして, 歳入の説明をいたしますので, 1つお戻りいただき, 2, 3ページをお開きください。

歳入の御説明をいたします。

16款国庫支出金, 1項国庫負担金につきましては, まず1目民生費国庫負担金は障害者自立支援給付費及び障害児施設給付費の財源として, あわせて2億2,300万円の増額をするものがございます。

2目衛生費国庫負担金は, 新型コロナウイルス感染症対策の財源として, 4,500万円の増額をするものがございます。この合計としましては2億6,800万円の増額としております。

17款県支出金, 1項県負担金につきましては, 1目民生費負担金は障害者自立支援給付費及び障害児施設給付金を財源として, あわせて1億1,150万円の増額をするものがございます。

21款1項1目繰越金につきましては, 補正に要する一般財源として前年度剰余繰越金を21億5,650万円措置いたしました。

歳入歳出予算の補正の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に, 第2表中債務負担行為補正中水戸市民会館管理運営に係る債務負担について, 説明を願います。

須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 議案書①, 131ページ, 第2表債務負担行為補正につきまして, 議案書②, 補正予算に関する説明書で御説明をいたします。

補正予算に関する説明書の6ページをお開きください。

表の上から2番目の水戸市民会館管理運営に係る債務負担につきましては, 限度額は17億3,630万円, 期間は令和4年度から令和9年度までの6年間でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○高倉委員長 次に, 水戸市下入野健康増進センター管理運営に係る債務負担について, 説明を願います。

青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 同じく議案書①, 131ページを御覧願います。

第2表債務負担行為補正のうち, 水戸市下入野健康増進センター管理運営に係る債務負担につきましては, 市議会議案第124号の指定管理者の指定に伴いまして, 指定期間の令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間の管理運営費につきまして, 限度額を6億9,870万円と設定するものがございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に, 第2表債務負担行為補正中当委員会所管分以外について, 説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは, 総務環境委員会以外の債務負担行為について, 御説明いたします。

1行目の水戸の桜まつりに係る債務負担につきましては、桜の開花時期である3月末からの経費について、限度額を300万円と設定するものでございます。

また、3行目の子育て支援・多世代交流センター管理運営に係る債務負担につきましては、指定管理者の指定の移転に伴う債務負担行為であります。指定期間の令和4年度から令和8年度までの5年間の管理運営費として、3億8,550万円の設定をするものでございます。

市議会議案第131号の総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第74号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第6号））（ただし、別表中歳出を除く）について、執行部から説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の133ページをお開きください。

報告第74号の専決処分について、御説明いたします。

令和3年度水戸市一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ページを返していただきまして、134ページを御覧ください。

この別紙が、処分した補正予算でございます。

一般会計補正予算（第6号）として、財政調整で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ32億200万円を追加し、総額を1,245億6,548万1,000円としたものであります。

処分日は令和3年11月18日でございます。

右の135ページの別表歳入歳出予算補正に、款項ごとの補正額等を示しております。

内容につきましては、議案書④、令和3年度補正予算に関する説明書にて御説明いたします。

議案書④の2ページをお開きください。

歳入の御説明をいたします。

16款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種事業費の財源としまして、4億4,400万円の増額をしたものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、2目民生費国庫補助金は子育て世帯臨時特別給付金経費の財源として、21億1,180万円を措置したものでございます。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種の事務費の財源として、6億3,419万3,000円を増額したものでございます。項の合計としましては、27億4,599万3,000円を増額としました。

17款県支出金、2項県補助金につきましては、3目衛生費補助金で新型コロナウイルスワクチンの、やはり接種事務費の財源として、1,080万円の増額をしたものでございます。

次に、22款諸収入、5項5目雑入につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴い社会保険掛金及び雇用保険掛金をそれぞれ増額したものであり、合計で120万7,000円を増額としました。

報告第74号の総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第92号から議案第108号までの17件につきましては、いずれも関連がございますので、これらの議案について、一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

議案第92号 笠間市との間におけるいばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についてないし議案第108号 水戸市定住自立圏形成協定の締結に係る議会の議決に関する条例を廃止する条例について、以上17件について、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 議案第92号ないし議案第99号、これはもう連携中枢都市圏になって、水戸市は1億9,000万円というけれども、ほかの市町村は幾ら来るんだか。後で資料をください。

あと、もう1点は、それは財政的支援のメリットなんです。ほかに大きな面で、交通体系の整備とか、それから水戸市、笠間市、大洗町の観光資源、そういう問題。それからいろいろ、この連携中枢都市圏になって、新たな協約の中での主な取組は何かというようなものです。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

近隣市町村への財政的支援でございますけれども、特別交付税が年間1,800万円を上限といたしまして支援されるものでございます。こちらにつきましては、定住自立圏の場合と変わらない金額となっております。

また、連携中枢都市圏を形成してどのような取組を実施していくのかということでございますが、大きな柱ごとでございますと、地域経済の活性化の分野につきましては、事業者の経営力強化のほか、先進的農業実践人材の育成や地場製品の販路拡大、戦略的な観光施策を推進しまして、産業の振興、雇用の安定や創出を図ってまいります。

2つ目の柱の都市機能の向上の分野におきましては、周産期医療提供体制の維持・確保や広域的公共交通のネットワークの構築、ICTの環境整備に取り組みまして、都市の魅力を高め、人の交流が活発化する圏域の実現を目指していくものでございます。

生活環境の充実の分野におきましては、初期救急医療提供体制の維持や医療従事者の確保、公共交通の維持・確保の施策により、住民が安心して医療を受けられる環境や、気軽に出かけられる環境をつくっていくものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、補助のメリットは何もないということなの。さっきから1億9,000万円で連携中枢都市圏になったら財政的支援があるんだっていう、それは私の聞き違いなの。本当は何もないと言ったのをあるというように聞いたの。

○高倉委員長 財政的な支援ですね。国の。

そこをもう一度説明願います。宮川課長。

○宮川政策企画課長 説明が不足していて申し訳ございませんでした。

財政の支援につきましては、連携中枢都市である水戸市と周辺市町村である市とは若干違うものでございます。水戸市につきましては、普通交付税として1億9,000万円程度、特別交付税として1億2,000万円の財政支援が見込まれるところです。周辺市町村につきましては、年間大体1,800万円の財政支援が見込まれるものでございます。

定住自立圏との違いでございますが、中心市である水戸市につきましては、普通交付税はこれまでございませんでしたが、それは新たに交付されることとなります。特別交付税についても増額されるものでございます。ただ、周辺市町村につきましては、財政支援は定住自立圏のときと変わらない同程度の金額ということになってございます。こちらにつきましては、圏域全体を牽引する水戸市が中心となりまして、その支援されました普通交付税等を使いながら、お互いの連携事業の中でそちらの事業の活性化で配分をしていくというものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると水戸市に1億9,000万円と1億2,000万円、それを水戸市が取っちゃうんじゃないかと、ほかの8市町村に分け与えると、そういう意味ですか。それ、後でほかの市町村は同じだと。水戸市だけが得すると。そういうばかなことはねえと思うんだよな。絶対に、新たな協約を結ぶのに関わって、笠間市だってひたちなか市だって何がよくなるんだっていうような議論は当然やっているわけだから。

私が尋ねているのは、ほかの市町村に幾ら来て水戸市に幾ら来るんだと。そうしたら水戸市は3億1,000万円来るが、ほかの市町村は一切来ないですよと、そこで協約を結べて言ったって、ほかの議会で騒ぎになるよ。私はあると思うんだけど。ないのですか。

○高倉委員長 福島委員。ちょっと今の質疑に関することで、10月8日の総務環境委員会で、市長公室政策企画課から今の国の支援に関する資料が出ていましたので、再度それを皆さんにお配りしながら、聞いてもらうという形にしてもよろしいでしょうか。

○福島委員 明日でいいよ。

○高倉委員長 今お配りできます。

では、配付を願います。

〔資料配付〕

○高倉委員長 じゃ、この資料を基に、再度説明を願えますか。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 財政支援につきまして、改めて御説明させていただきます。

資料の最下段に国からの財政支援という欄を設けてございます。左の欄が連携中枢都市圏構想における制度、そして右側が中心市と記載してございますが、こちらが定住自立圏構想における制度でございます。連携中枢都市における普通交付税でございますが、圏域の人口に応じまして普通交付税が交付されます。こちらは制度の説明でございまして、圏域人口75万人の場合、約2億円としてございます。こちらは水戸市の場合で計算しますと、約1億9,000万円と試算ができていますものでございます。

そして、先ほどの、この財源の利用の仕方の話でございますが、参考資料の②、冊子としてお配りしてお

ります、いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン概要版の6ページをお願いいたします。

こちらに、将来像の実現に向けた具体的な取組として、施策の体系として事業を記載させていただいております。こちらの、今御説明させていただきました普通交付税につきましては、(1)の地域経済の活性化と(2)の都市機能の向上というものを上段に記載させていただいております。こちらの財源を活用しまして、この事業を推進していくというものでございます。

また、先ほどお配りしました資料にお戻りいただきまして、特別交付税につきましても、交付税が年間1億2,000万円見込まれるものでございます。

そして、連携中枢都市圏になりますと、特別交付税につきましては、年間1,800万円を上限としているものでございます。

右の欄が定住自立圏でございますが、中心市、水戸市でございますが、普通交付税は定住自立圏のときはございませんでした。こちらは1億9,000万円になるということでございます。また特別交付税が年間8,500万円でございます。こちらが1億2,000万円になるというものでございますが、こちらの近隣市町村につきましては、1,800万円と、これまでと同額でございます。そして、こちらの財政支援は水戸市のほうに手厚い状況でございますが、ビジョンの概要版の施策の体系でございます(1)、(2)はもとより、(3)の生活環境の充実につきましても幅広く活用して事業を推進していくというものでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 この資料だと圏域人口が75万人の場合となっておりますが、65万人でもこの比率でいいの。だから、そうするとこれには2億円程度っていうけど、これが1億8,000万円ぐらいになるの。そうすると案分比例すると違うの。

だから委員長ね。結局は、我々は協約を結ぶときには水戸市と笠間市ですよ。じゃ水戸市が幾らもらって笠間市は幾らもらうんだよと。ひたちなか市とやるときはひたちなか市は幾らだよと。そういうこの連携市町村の金というのは、明細は出ていないの。

我々は協約を結ぶんだから、自分だけもらうんじゃないくて、相手市町村がこの協約によって幾らもらえるかというのは明確には出ないの。

○高倉委員長 そのところをもう少し分かりやすく。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの1億9,000万円の交付金でございますが、65万人につきましては、圏域人口が将来的に目指すべき人口でございますが、現在の圏域の人口でございますが、国勢調査の人口で70万5,915人となっておりますので、70万人を超えている状況でございます。

先ほどの周辺市町村の事業費でございますが、こちらの特別交付税につきましては、実施する事業に応じて支援がされるものでございます。そして支援に対しまして、対象事業費の80%、そしてその最大が1,800万円ということでございますので、事業の確定する中におきまして決まってくるものでございます。事業を進めていく中におきましては、国の財政支援を最大限に生かしながら施策の展開に進めてまいり

ます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうするとこの予算は、国家予算の中では財務省なの。どこから来るの、これ。総務省なの。通常なら総務省なんだよな。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 こちらの特別交付税につきましては総務省でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、ほかの市町村の交付金については分からないと、こう理解していいの。だって、ほかの議会でもやっているんだもん。今度、うちのほうはこの連携中枢都市圏になったら、こんなにお金がもらえますよって、それぞれの議会で説明していると思うんだ。そういうのはないのですか。

○高倉委員長 個別に来るのか、それとも連携する事業に対して来るのか。ちょっとそこを分かりやすく。宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 それぞれの事業に応じて措置されるものでございます。

現在、水戸市としての普通交付税の金額とかは試算ができるものでございますが、各市町村につきましては、行った事業に応じて、最大1,800万円ということになってございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 幾つか質問させていただきたいと思うんですが、今、追加で配っていただいた資料の定住自立圏の財政措置と、実施してきた5年間の事業の関係をちょっと聞きたいんですけども、最初の説明にありましたように、定住自立圏の場合、水戸市に8,500万円の特別交付税があり、近隣市町村には1,800万円掛ける8市町村ということになると思うんですけども、そうすると1億4,400万円と8,500万円と2億円強が定住自立圏のときに出る最大のお金であったと。

今度、連携中枢都市圏になると、水戸市が1億9,000万円と1億2,000万円でしたね。1,800万円掛ける8市町村は変わらなくて、大体4億5,000万円ぐらいですかね。全体予算は2億円強から4億円強になり、補助メニューは増えると、こういう理解でよろしいですか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 行う事業によりましては、財政支援の最大値はそれらの考えでございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それで、定住自立圏を5年間やってきたわけですけども、私も今回の議案の関係上、他の自治体の状況も少し聞いたりもしたんですが、意外と使っていないといいますが、周辺自治体、さっき言ったのだと1億2,000万円から4,000万円ぐらい、対象経費にお金の支援があったんだけど、実際は使われたのが半分ぐらいなのかなと。だから2億2,000万円ぐらいあるうち、実績値としては1億円程度を前後していた5年間だったのかなというふうに思うんですけども、それはどうなのかということと、主にどんなものに使われたか、概略でいいので御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

定住自立圏の実績としましては、最大で利用する支援額に比べて、全部は使い切っていない状況になってございます。年間1億円程度の利用となっております。

実施したものの内容でございますが、例えば医療分野において診療所運営支援を行ったり、福祉分野におきまして成年後見制度の支援事業、また産業振興分野におきまして観光キャンペーンや支援策の実施などを行ってきたところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

それで、今回参考資料で出していただいたビジョンの概要版なんですけれども、そもそも何を指すのかということの場合、この3ページに2045年、24年後ですかね。圏域人口65万人を維持しようと。先ほどの説明だと、今70万人であるのを65万人にとどめようというんですけれども。この国立社会保障・人口問題研究所だと57万人と言っているということで、そこまで下げないように頑張るぞと、こういう話だと思うんですけれどもね。

それで、細目で幾つか聞きたいのは、例えば、14ページに医療が出ていますけれども、ひたちなか市と笠間市は関わらない部分もありますよね。医療でね。例えば水戸赤十字病院への補助ってあるんですけれども、笠間市やひたちなか市にもそれなりの拠点病院があるのに、そういうものには、何かメニューとして支援がないのかなとか。

それから、15ページの公共交通ですが、鉄道の延伸というのは、具体的に何か現実性を持ってイメージしているものがあるのか。

あわせて、23ページに地域公共交通の域外運行というのがあるんですけれども、いわゆるデマンドタクシーとか、その市町村内で乗合タクシーとかやってますけれども、そのまちの区域を越えられないというのがありますよね。そういうことができるようにするのかどうかですね。

つまり、今回のビジョンがどれぐらい住民の利益になるのかなというのを、もう少し具体的に知りたいなというふうに思うんですが。

差し当たり、今ちょっとお聞きしたことで御説明できることがあれば、御答弁をお願いしたいと思います。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず初めに、周産期医療提供体制の維持・確保につきましては、水戸市における水戸赤十字病院の補助ということにおきまして、圏域全体の医療体制の確保、安心につなげていくものでございます。

また、8番の広域的公共ネットワーク構築事業、この鉄道の延伸につきましては、今後各市町村と、鉄道展開に関しての検討会議を開催し、その内容を詰めていくこととしてございます。

また、25番の公共交通の維持・確保事業につきましては、こちら、圏域の事業でございますので、市単独ではなくて、各市町村と相互交通できるような事業に関しまして、それぞれ協議の中で決定していきまして、住民の出かけやすい環境というものをつくっていくというものでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ここに並んでいる事業は、特に否定するものもないし、どれも当然なようにも思うんですが、その定住自立圏のときになかったメニューとして、今回連携中枢都市圏のビジョンに入ったものというのは、具体的に何かあるんですか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ビジョン概要版の6ページをお願いいたします。

新たなものとして主なものを御説明いたしますと、(1)の地域経済の活性化につきましては、①から③までの企業と産業の活性化、産業振興の部分が新規の事業でございます。

また、(2)の都市機能の向上につきましては、⑩大学との連携推進事業、⑪のICTによるまちづくり推進事業が新規の事業でございます。

(3)の生活環境の充実でございますが、こちらは定住自立圏からの引継事業も多くございますが、ページを返していただきまして、9ページをお願いいたします。

⑫に移住・定住促進事業であるとか、⑯の地域おこし協力隊の活動の活性化事業など、移住・定住につなげていく事業について、新たに位置づけるものでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それぞれ国の支援があるから、それを活用して推進するというのはいつのやり方だと思うんですけども、私がこの制度の枠組み全体にちょっと疑問があるのは、連携中枢都市、この場合水戸市ですけれども、それと周辺都市との財政措置に傾斜、差があるわけですね。差があるということは、つまりその対等な自治体関係か、今後実際にいろんなインフラだとか、人口規模だとか、財政力も含めて、もちろん水戸市が一番あるわけですよ。逆に言うと周辺はそうでないわけなので、むしろその周辺のほうに手厚くすることのほうが必要なのではないかなという素朴な疑問があるんですけども。

つまり水戸市だけ、周辺自治体の1,800万円は今までと変わらないわけですので、水戸市にそういうふうに傾斜的に財政措置が来ること自体が、逆に言うとその周辺が、本来充実すべきいろんな分野が、充実がなかなかできなくて、結果、差がついてしまうということになりかねないのではないかと、こういう疑問があるんですけども、その点はどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えします。

連携中枢都市圏の構想は、中心であります水戸市が連携中枢都市として、周辺市町村を牽引していくという役割になっているものでございます。しかしながら、連携中枢都市の役割分担をそれぞれで行いまして、連携して事業を行うことで、圏域全体に波及効果をもたらすという性格を持っているものでございます。

水戸市に全て集約するわけではなく、地域の特色を生かしながらネットワークをつなげ、圏域全体の発展を目指すものでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 もちろん協議してビジョンをつくるんでしょうけれども、いろんな課題を考えて具体化していくように主導するのは水戸市なんじゃないかな。そのつまり、対象経費の8割を周辺市町村は払うだけって

いうのになりかねない面もあるんじゃないかというふうにも思うんですが。この点はどうお考えですか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

全体で30事業ございますが、全ての事業につきまして、各部担当課が、それぞれの市町村の担当課との検討会議を設けてございます。その中で、いろいろな地域の課題等を話し合いながら、一つ一つ事業の取組を進めていくというものでございますので、水戸市だけで進めていくというものではございません。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第92号ないし議案第108号、以上17件についての質疑を終わらせていただきます。

暫時休憩をいたします。

なお、委員会の再開は午後1時といたしますので、御承知お祈りいたします。

午後 零時 0分 休憩

---

午後 1時 0分 再開

○高倉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは次に、議案第109号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 2点お伺いします。今日の財政課の資料の主な改正内容の1番で、長期優良住宅の申請者に区分所有住宅の管理者等を追加ということの具体的な意味を聞きたいんですが、マンションとかのことを指しているのかなと思うんですけれども、これまで個人であったものが管理組合とかというもので申請できるようになるという理解でよいのかということと、水戸市内にも結構マンションがあるわけですが、そういう長期優良住宅化することに伴う申請という事例は実際にあるのかどうか、お聞かせください。

○高倉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 今回の法改正によりまして、申請者に区分所有住宅の管理者等を追加ということで、区分所有住宅というのは主にマンションを想定しているわけですが、管理組合が一括して長期優良住宅の認定申請を行うという規定が加えられました。

これは、既存の住宅について長期優良住宅に資する改修がなされた場合の手続の簡素化を想定していますが、水戸市においては現状で新築住宅のみの申請があるということなので、この制度による恩恵はこれまでのものについてはないと考えておりますが、将来的には管理組合が一括して申請するということになりますので、恩恵は大きいものと考えております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第109号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第110号 水戸市市民センター条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 先ほど現場を見させていただいて、大変すばらしい施設になっているなと思って見てきました。ホールの壁面収納ステージとか、やはり新しいものは新しい設備がよくできているなと思っていたんですが、外構はまだできていなかったんですけども、今日の資料で、駐車場が32台ですか。もちろん前の狭い千波市民センターとは雲泥の差で、非常に充実しているとは思いますが、何せ人口密集地ですので千波地区はね。これで十分なのかどうかということが一つ気になったので、その点はどういうふうにお考えか、そこだけお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 白石市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

新しい千波市民センターの駐車場は32台の予定でございます。なお、混雑も予想されますので、その場合には近くに緑地帯がございます、そちらの場所を臨時駐車場として市民生活課のほうで借りまして供用していくことを考えております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 現場を見てすばらしいのができたと。ところで、今まであった市民センターはどうなるんですか。

○高倉委員長 白石市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 ただいまの委員さんの御質問にお答えいたします。

既存の千波市民センターの有効活用につきまして、各課に有効利用策を照会しましたところ、特に利用する予定はないということでした。そのため、我々といたしましては、今後既存の建物につきましては見和市民センターのときと同じように解体していきたいと考えております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 それは地域の人は納得しているんですか。だから一番大切なのは長年地域住民が利用してきたんですから愛着があるものだと思っております。そういう場合は、今まで例がないんですが、売却するというのが前提なの。

○高倉委員長 白石市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今の建物の取扱いにつきましては地域の方に内々に御相談しておりまして、方向性として了解をいただいているところでございます。なお、見和市民センターの売却の事例もございますので、そのようにやっていきたいと考えているところでございます。

○福島委員 地元も納得済みということですね。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第110号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第131号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出中第3款及び第4款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）について、質疑のある方は発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 債務負担行為について、1点お聞きしたいと思います。

水戸市民会館管理運営に係る債務負担で、指定管理の議案自体は特別委員会で議論されるということなので、総務環境委員会にはこの債務負担だけ付託されていると思います。17億3,630万円で令和4年度から令和9年度の6年間というふうになっておりますが、これは限度額ですので、各年度でどういうふうに積算してこの金額になっているのかという点が1つ。

それから、施設管理の指定管理料ですので、今全国的にコロナの影響もあっていろんな催しができない。したがって利用料が入らないということで、その場合にそれを当てにしている指定管理者の歳入がないわけですので、追加して管理料を払う場合もあり得るのかなというふうに思うんですけども、そういったことはこの場合どうなるのか、そういうことも想定されるのか。2点お聞きしたいと思います。

○高倉委員長 須藤新市民会館整備課長。

○須藤新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

議案書②、補正予算に関する説明書の6ページを御覧ください。

上から2番目の水戸市民会館管理運営に係る債務負担ということでここに掲載しておりまして、この案件につきましては、議案第121号 指定管理者の指定について提案している内容と関連しているものでございます。

こちらにつきましては、指定管理者の候補者といたしまして、株式会社コンベンションリンケージという会社が公募の際に事業計画書を提出しております。その事業計画書の中で提案されていたこの管理に係る支出額及び収入額、支出から収入額を引いた差額の部分を各年度ごとに積み上げまして、6年間の合計額が17億3,630万円、そういった積算になっております。

この債務負担行為につきましては、6年間の基本協定を締結するために必要な予算措置ということになりますので、今回議案として提案させていただいているところでございます。

この債務負担行為に基づく基本協定に関連いたしまして、年度ごとの協定につきましては各年度においてそれぞれ予算措置をした上で協定を締結するということとなります。したがって、各年度の協定につきましては、予算措置は毎年度当初予算において御審議をいただきまして、予算措置をしていくということになります。

その当初予算で予算措置をした内容に基づきまして協定を結ぶわけですが、災害など指定管理者の責めによらない事由によりまして、例えば施設が閉鎖されてしまうとか、そうした事態が生じたとき、収入が減少するということが想定されます。そういった事態が起こった場合には、指定管理者と速やかに協議をいたしまして、収入額の算定、それから支出額の抑制策、そういったものを協議をした上で補正予算が必要だということになった場合は、そのときに議会にお示しをして補正予算措置を講じていきたいというふうに考えて

おります。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第131号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第74号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第6号））（ただし、別表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第74号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知お祈りいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時12分 散会